

山梨県公報

号外第二十七号

令和六年

七月二十二日

月 曜 日

目次

規 則

- 山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………四
- 山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………四
- 山梨県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………五
- 山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………五

規 則

山梨県規則第三十二号

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び第三条第一項第二号中「副主幹」の下に、「指導主幹」を加える。

第十九条の八第二号を次のように改める。

二 条例第二十二條の二第一項第三号口の寄附金 目的達成のために行われる行為が 県民の福祉の増進に寄与する公益信託であつて、知事が指定したものの信託財産とするために支出したものを

第十九条の十二第二項中「同号口に掲げる要件」を「同号」に改める。

第十九条の十三第二号中「所得税法施行令第二百七条の二第三項に規定する特定公益信託」を「公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第六条の規定により知事の認可を受けた同法第二条第一項第一号に規定する公益信託」に改める。

第二十二條第一項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第四十四号様式中

平成18年度以前課税分に係る払込金額によるもの ⑦

円 $\text{円} \times 7 / 100$

を

平成18年度以前課税分に係る払込金額による
前回報告時以前の錯誤による交付過不足金額

もの ⑦	円	$\text{円} \times 7 / 100$
⑧	円	

を「+⑦」を「+⑦+⑧」に改め

同様式注を次のように改める。

注1 (ロ)及び(ハ)については、7月交付分のみ記載すること。

2 ⑧については、前回以前の報告分に錯誤による交付過不足金額があつた場合に記載すること。この場合においては、当該錯誤が生じた事情及びその金額の内訳を記載して添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第一項第二号、第三条第一項第二号及び第四十四号様式の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定 公布の日

二 第二十二條第一項第一号の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル

社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合におけるこの規則による改正後の山梨県県税条例施行規則第十九条の八（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第二号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

- 3 この規則による改正前の山梨県県税条例施行規則（次項において「旧規則」という。）第四十四号様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

- 4 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の際現に提出されている旧規則第四十四号様式による個人県民税徴収取扱費計算書は、この規則による改正後の山梨県県税条例施行規則第四十四号様式による個人県民税徴収取扱費計算書とみなす。

山梨県規則第三十三号

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成二十八年山梨県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中

対象となる特定業務施設

を

対象となる特定業務施設等

に、「特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額」や「特定業務施設等の用

に供する減価償却資産の取得価額」に改め、同様式注1(1)中「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改め、同様式別表1中「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る事業税の課税免除申請以外については、課税価額の記入は要しない。

- 2 特定業務施設の施設に併せて整備される特定業務児童福祉施設の用に供する減価償却資産については、資産名称に（児）を付すこと。

第一号様式別表3及び別表4中「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）第一号様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

- 3 この規則の施行の際現に提出されている旧規則第一号様式による課税免除・不均一課税申請書は、この規則による改正後の山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則第一号様式による課税免除・不均一課税申請書とみなす。

山梨県規則第三十四号

山梨県生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県生活保護法施行細則の一部を改正する規則
山梨県生活保護法施行細則（昭和三十七年山梨県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第五条の見出しを「（進学・就職準備給付金に係る申請書）」に改める。

第十三号様式を次のように改める。

第13号様式（第5条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者(進学する者又は就職する者)
住所又は居所
氏名

進学・就職準備給付金申請書

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____年 _____月 _____日
- 3 進学・就職する先（大学等名、会社名等）
名称 _____
- 4 進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
 進学・就職前の住宅と同じ
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
居住（予定）地 _____
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

(1)進学の場合

- ア 入学手続きに着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
- ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
 - ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し
- イ 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
- ウ その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2)就職の場合

- ア 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
- ・内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - ・個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - ・その他確実に就職先に就職することを証する書類
- イ 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
- ウ その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

金融機関名 _____銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____支店（ゆうちょ銀行除く。)

記号 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号 (右に詰めて御記載ください。)

(カナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県生活保護法施行細則の規定は、令和六年一月一日から適用する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の山梨県生活保護法施行細則（次項において「旧規則」という。）第十三号様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に提出されている旧規則第十三号様式による進学準備給付金申請書は、この規則による改正後の山梨県生活保護法施行細則第十三号様式による進学・就職準備給付金申請書とみなす。

山梨県規則第三十五号

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則（昭和四十八年山梨県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

- 第三条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。
- 第四条中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。
- 五 造成区域内において開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることを証する書類
- 第六条中第二十一号を第二十二号とし、第九号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。
- 九 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第六条に次の一号を加える。
- 二十三 山梨県環境影響評価条例（平成十年山梨県条例第一号）第七条中「、条例第七条に規定する協定に関する書面及び土地取得に関する契約書等の写しのほか」を削る。

「2 造成計画の概要

(1) 造成計画の内容

「2 土地利用計画の概要

- | | |
|------------------|----------------|
| (1) 土地利用計画の内容 | (2) 用水関係 |
| (2) 給水関係 | (3) 取付道路関係 |
| (3) 取付道路関係 | (4) 防災対策 |
| (4) 法令による許可等の見込み | (5) 造成事業を行うために |
| (5) その他 | (6) 土地利用計画との整合 |
| | (7) 地元への説明状況 |
| | (8) 法令による許可等の見 |
| | (9) その他 |

「4 その他

- | | | |
|----------------|-------------|---------|
| 必要な資力及び信用 | 住所 | 氏名および名称 |
| (1) 工事施行予定者の住所 | 「4 工事施行予定者関 | |
| (2) | 係 | |

込み

」

系」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則第二号様式による造成事業計画書は、この規則による改正後の山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則第二号様式による造成事業計画書とみなす。

山梨県規則第三十六号

山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年山梨県規則第二十二号）の一部を次の

ように改正する。

第十条第二項中「次に掲げる書類」の下に「（運輸施設に関する公園事業にあつては、第四号に掲げる書類を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

七 その他知事が必要と認める書類

第十五条第四項中「前項各号」を「第二項各号」に改める。

第十六条第二十九項第一号口中「風致」の下に「又は景観」を加える。

第十八条第二十号中「設備」を「工作物」に、「限る。」を「限り、当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。」を新築し、「」に改め、同条第二十三号中「防除」の下に「若しくは当該防除に係る調査」を加え、同条第二十三号の三中「ために」を「目的で」に、「又は当該」を「当該」に改め、同条第六十三号中「こと」の下に「（正当な理由がなくて行う場合を除く。）」を加え、同条第六十六号中「森林」の下に「、牧野、草原若しくは農地」を加え、同条第六十八号中「防除」の下に「又は当該防除に係る調査」を加え、同条第二百二十八号の七中「の規定による」を「に規定する実施計画に従つて実施する」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十七号

山梨県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県屋外広告物条例施行規則（平成四年山梨県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十八号

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年山梨県規則第四十九号）の一部を

次のように改正する。

第一条の二の見出しを「（県営住宅の利用の促進の観点から入居を認める者の範囲）」に改め、同条中「県外に住所を有する者で規則で定めるもの」を「県営住宅の利用の促進の観点から入居を認める必要がある者として規則で定める者」に改める。

第一条の四第一項中「第六条第二号イ(1)」を「第六条第二号ハ(1)」に改め、同条第二項中「第六条第二号イ(2)」を「第六条第二号ハ(2)」に改める。

第二条第二項ただし書中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、同項第三号中「ハ」を「ニ」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項ただし書の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番